

深浦町住環境リフォーム推進事業に関する Q&A

Q1. 申請窓口はどこですか？

A1. 深浦町建設水道課（74-4413）を窓口としております。※お問合せについても同様です。

Q2. 対象となるリフォーム工事の内容はどのような工事ですか？

A2. チラシに掲載されている別表を参考にして下さい。対象となるか否か判断しがたい場合は、深浦町建設水道課（74-4413）にお問い合わせください。

Q3. 工事はいつから着工できますか？

A3. 補助金の交付申請をしていただき、交付決定の通知が届いた後、工事に着手していただきます。ただし、審査の結果、対象とならないこともあります。

Q4. 対象工事で「リフォーム工事を行う者」とありますが、個人の大工さんでも良いのですか？

A4. 町内にお住まいの個人の大工さんや個人経営の工務店でも構いません。

Q5. 自分が大工で、自分の家を自らリフォームすることは可能ですか？

A5. 可能ですが、本人の労務費を補助対象とはできませんので、材料のみが補助対象となります。もし、知り合いの大工さんを頼んだ場合は、その分の労務費は対象となります。その場合は、領収書等が必要となります。当然、設備工事や電気工事を他の業者へ依頼した場合もその分についての領収書等が必要になりますので、御注意ください。

Q6. アパート、貸家の増改築・リフォーム工事は対象となりますか？

A6. 対象とはなりません。別荘も対象とはなりません。

Q7. 施工途中に申請書に記載した工事内容とは違う工事を追加（変更契約）する場合、事前に役場への連絡は必要ですか？また、別工事の追加により、補助対象工事費が増えた場合、補助金を追加してもらえますか？

A7. 住環境リフォーム推進事業変更承認申請書を（様式第3号）を提出し承認を得てください。

Q8. 既製品の玄関風除室やサンルームなどの設置工事は対象となりますか？

A8. 住宅の一部の増築として対象になります。

Q9. ホームセンター等で販売している物置やカーポートの設置は対象となりますか？

A9. 住宅用の物置、車庫として、基礎工事や土間工事等の一定の工事があれば対象となります。設置のための組み立てだけで工事とは判断しません。

Q10. 住宅以外の建物を住宅に模様替え等する場合は対象となりますか？

A10. 住宅に付属する住宅以外の建物（事務所・倉庫等）又は併用住宅の住宅以外の部分を住宅に模様替えするなどの工事を行い、住宅として利用するものであれば対象とします。

ただし、住宅以外の建物（事務所・倉庫等）を用途変更・模様替えする場合は、住宅としての機能（通常の居住室、台所、風呂、便所等）が備わっていない場合は認められませんので御注意ください。

Q11. 店舗併用住宅の補助対象範囲はどのように判断すれば良いのですか？

A11. 住宅部分の床面積を住宅部分と非住宅部分の床面積の合計で除して得た商に、当該リフォーム工事に要した費用を乗じて算出します。

Q12. 補助金の申請は、何回でもできるのですか？

A12. 一戸の住宅について一回限りです。過去にリフォーム支援事業等により補助金の交付を受けた方も補助対象となりませんので、御注意ください。

ただし、リフォーム支援事業等による補助金の交付を一度のみ受け、下水道接続工事を行う場合は対象となります。御不明な点等ございましたら、深浦町建設水道課（74-4413）までお問い合わせください。